

国家公務員における「夏の生活スタイル変革」(朝型勤務と早期退庁の勧奨)の実施方針 概要

1. 趣 旨

- 我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を、政府を挙げて展開。
- このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視。
 - ① 朝型勤務を実施し、退庁時間も早め、一日の時間を有効に使うことにより、**ワークライフバランスを実現**
 - ② 業務の無駄を徹底的に排除し、**業務を効率化**
 - ③ 職員の士気の向上も通じて、**国民への行政サービスの維持・向上を徹底**

2. 実施時期、対象機関・職員

- **平成27年7月・8月**（ワークライフバランス推進強化月間に実施）
- 原則**全ての府省等（地方機関等を含む）が対象**
- 対象職員の範囲は、**業務の特性や職員・組織の状況も考慮**しつつ、各府省等で判断

実施が困難なことが想定される職員（例）

- ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員
- ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員
- ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員
- ④ 業務の繁忙期となることが予め見込まれ、実施することにより7月・8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員

3. 実施内容

- **通常8:30～9:30の勤務開始時刻を1～2時間程度早め、7:30～8:30（終業時刻は16:15～17:15）等とする**
※ なお、官庁執務時間（8:30～17:00）は変更しない。
- **早朝出勤の職員は、原則定時退庁**（困難な場合でも可能な限り早期退庁）
- 期間中の**毎週水曜日**は、霞が関等において、**原則として遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行**
また、期間中は、政府全体で、**原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底**
- 併せて、**業務効率化、早期退庁目標の設定その他のワークライフバランス推進強化月間の取組を推進し、省全体として超過勤務縮減を図る**